

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第21号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第15条の2」に改める。

第2条第2項中「第11条」の右に「, 第15条の2」を加え, 同条第3項中「第14条」の右に「, 第15条の2」を加える。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし, 教育委員会がやむを得ないと認める場合は, この限りでない。

第5章中第16条の前に, 次の3条を加える。

(職員)

第15条の2 学校には, 校長, 教頭, 教諭, 養護教諭及び事務職員を置く。

2 学校には, 副校長, 主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず, 副校長を置くときは教頭を, 養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を, それぞれ置かないことができる。

4 副校長は, 校長を助け, 命を受けて校務をつかさどる。

5 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長。次項において同じ。）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

6 前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

7 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

8 第1項及び第2項に定めるもののほか、学校には、栄養教諭、講師、管理用務員、給食調理員その他必要な職員を置くことができる。

9 学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第15条の3 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置く。

2 幼稚園には、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

3 主幹教諭は、園長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

4 前項の規定にかかわらず、幼稚園の実情に照らし必要があると認めるときは、園長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

5 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、幼稚園には、養護教諭、事務職員、講師、管理用務員その他必要な職員を置くことができる。

7 幼稚園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第15条の4 前2条及び法令に定めるもののほか、前2条に規定する職員の職に関し、必要な事項は、別に定める。

第17条第1項ただし書中「ただし」の右に「、第4項前段に定める場合のほか」を加え、同条第3項前段中「の教諭」を「の指導教諭又は教諭」に、「教諭」を「、指導教諭、教諭」に改め、同項の次に次の2項を加える。

4 前各項の規定にかかわらず、校長は、主幹教諭に対して、第2項に規定する主任等の職務を命じることができる。この場合において、教育委員会に報告しなければならない。

5 前項前段の場合において、教務主任、生徒指導主事、研究主任その他別に定める主任等の職務を命じるに当たっては、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

第19条の2第3項中「の教諭」を「の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭」に改める。

第23条の2第1項中「校長」の右に「、副校長」を加え、同条第2項中「校長」の右に「、副校長」を加え、「教頭を」を「副校長及び教頭を」に改め、同条第3項及び第5項中「校長」の右に「、副校長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)